

第4次
愛莊町
食育推進計画



はじめに

「食」は私たちが健康で豊かな生活を送るために欠かせない要素であり、地域の持続的な発展にも寄与するものです。食育を通じて、子どもたちが正しい食に関する知識を身につけ、健康的な生活習慣を育むことは、未来を担う世代にとっても重要です。



本町では、「朝食摂取率の向上」「共食機会の確保」「食の伝承」を重点課題に掲げ、「第3次愛荘町食育推進計画」（令和2年3月）を策定した矢先に、数年にわたって新型コロナウイルス感染症が流行し、私たちの生活様式や食習慣に大きな影響を及ぼしました。この間、共食が困難な状況となり、イベントについても中止を余儀なくされました。

一方で、デジタル化の加速や消費行動、健康意識の変化など、新たな日常が定着しました。これらに対応するため、食育の方向性について国や県と整合性をとりつつ、「健康あいしょう21」との相乗作用を図り、地域特性を生かした施策を体系的に実施していく必要があります。今回、「みんなで囲んでおいしく食べよう～食からはじまる健康づくり ひとづくり まちづくり～」を基本理念に掲げ、「第4次愛荘町食育推進計画」を策定しました。

本計画では、家庭や学校、地域社会が一体となって食育を推進するための具体的な施策を盛り込み、子どもたちが自ら選択し、行動できる力を育くことを目指すとともに、地域の農業との連携を強化し、地産地消の観点からも食育を推進します。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました食育検討部会の委員の皆様をはじめ、インタビューやアンケート調査、パブリックコメントでご協力いただきました住民の皆様、関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

愛荘町教育委員会 教育長 徳田 寿

〔目 次〕

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の推進体制	2
4. 計画の進行管理	2
5. ヒアリング調査	2
6. アンケート調査	2
7. 計画期間	2

第2章 愛荘町の食育をめぐる現状

1. 住民の食生活の状況	3
2. 前回計画目標の達成状況	8
3. 食育ピクトグラム	9

第3章 計画のめざすもの

1. 計画の基本理念	10
2. 計画を進めるための重点項目	10
3. 基本目標	10
4. 施策の体系	11

第4章 施策の展開

1. 生涯を通じた心身の健康を支える	12
2. 持続可能な食を支える	15
3. 「新たな日常」とデジタルの活用	17

第5章 目標の設定

1. ライフステージに応じた行動目標	20
2. 目標値の設定	21

資料編

1. 愛荘町給食センター運営委員会規則	22
2. 食育推進計画策定委員会委員名簿	24
3. 策定経過	25

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成 17 年 6 月に食育基本法が制定されました。

愛荘町では、平成 22 年 3 月に「健康あいしょう 21」の中で「愛荘町食育推進計画」を策定し、平成 27 年度から平成 31 年度までの「第 2 次愛荘町食育推進計画」を経て、令和 2 年 3 月に「第 3 次愛荘町食育推進計画」を策定しました。これにより、住民一人ひとりが生涯を通じて健全な食生活を実践できるよう、家庭や地域をはじめ様々な関係者と連携・協働し、食育を推進してきました。

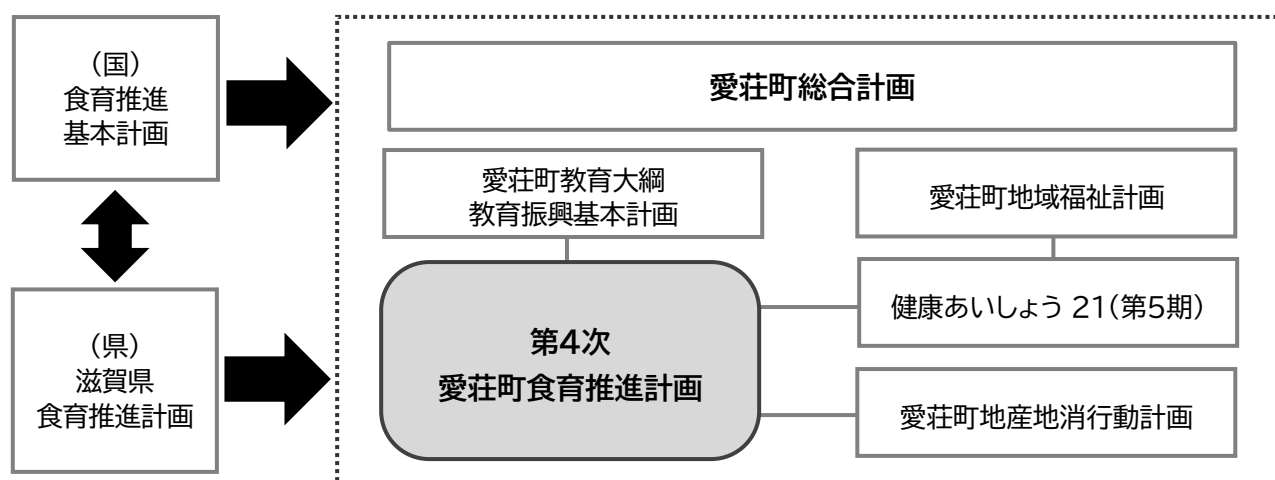
しかしながら、第 3 次愛荘町食育推進計画の取組中において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、体験型の食育活動が中止となりました。このことにより、伝統的な食育に対する学びが薄れていく危機に直面しました。一方で、在宅時間が増加し、内食や中食の充実が進み、生活の様々な場面における ICT ツールの普及、社会情勢が大きく変化しました。そのため、新しい生活様式に合わせた取組が必要不可欠となりました。

こうした状況を踏まえ、第 4 次食育推進計画では、これまでの成果と SDGs の新たな考え方を考慮し、『生涯を通じた心身の健康を支える』、『持続可能な食を支える』、『「新たな日常」とデジタルの活用』の 3 つの基本目標を柱に、愛荘町の特徴を生かしつつ、引き続き様々な関係部署と連携・協働し、総合的に食育を推進するために策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、国の第4次食育推進基本計画及び県が策定する滋賀県食育推進計画(第4次)を指針とする計画とします。

また、愛荘町総合計画を上位計画とし、各種計画との整合性を図ります。



3. 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、家庭や地域・保育所・幼稚園・小中学校・食育に関わる各種団体・行政などの各部署が連携を深め、協働により食育活動が活性化されるよう取り組みます。行政においては、健康づくり、教育、農業振興を中心に食育の施策を推進します。

4. 計画の進行管理

愛荘町給食センター運営委員会の食育検討部会において計画の策定や施策に関する審議を行うほか、計画の進行管理を行います。また、関係機関と共に、進行状況を把握・評価します。

PDCAサイクル【Plan(計画をたて)、Do(実行し)、Check(実行の結果を評価して)、Action(計画の見直しを行う)という一連の流れ】に基づき、連携を図りながら実施するものとします。

5. ヒアリング調査

令和6年5月～令和6年6月、食育に関する様々な活動をしている町内の団体や生産者・事業所(21団体)に評価表振り返り調査・ヒアリング調査を実施し、現在の活動状況や、愛荘町の「食」の課題、今後の愛荘町の食育の進め方についてインタビューをしました。

団体・生産者・事業所名 つくし保育園／愛知川幼稚園／秦荘幼稚園／愛知川小学校／愛知川東小学校／秦荘西小学校／秦荘東小学校／愛知中学校／秦荘中学校／愛荘町商工会／生産者2団体／生活研究グループ／東びわこ農業協同組合／地域おこし協力隊／健康推進課／くらし安全環境課／図書館／農林振興課／福祉課／給食センター

6. アンケート調査 住民の健康状態や生活習慣病に関する現状把握を目的として、アンケート調査を実施しました。

愛荘町健康のまちづくりアンケート調査

調査種別	中学生	一般
調査対象	町立中学校に通う全中学生 739人	町内在住の16歳以上から 無作為に2,000人を抽出
調査期間	令和5年11月～12月	令和5年10月～11月
調査方法	WEB	郵送、WEB
回収状況	回収件数:590件 回収率:79.8%	回収件数:779件 回収率:39%

7. 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度～令和11年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や食をめぐる状況の変化などが生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
食育推進計画	第3次食育推進計画(前計画)					第4次食育推進計画(本計画)				

第2章 愛荘町の食育をめぐる現状

1. 住民の食生活の状況

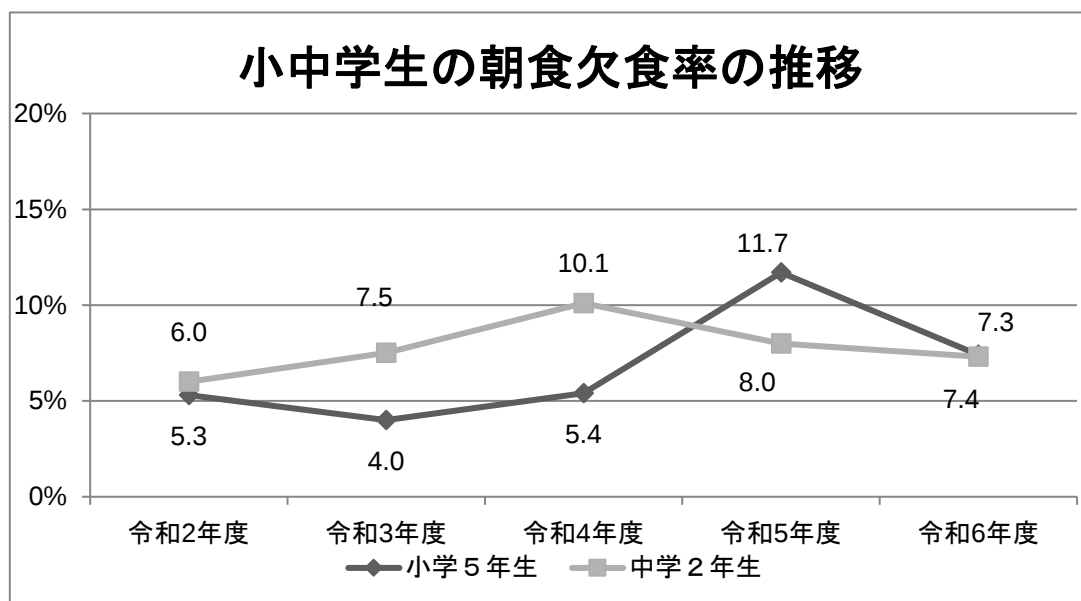
(1) 朝食の摂取状況

ア 愛荘町小・中学生

小中学生の朝食欠食率について、小中学生共に朝食欠食率は増加と減少を繰り返しながら推移していますが、令和2年度と令和6年度を比較すると、欠食率は僅かに増加しています。

愛荘町健康のまちづくりアンケート調査では、中学生のスマートフォンやタブレットの利用時間について「1日2時間以上利用している」割合が7割を超えている結果が報告されています。すなわち、規則正しい就寝・起床などの基本的な生活習慣の乱れが、朝食欠食率にも影響を与えていることが考えられます。

朝食を毎日食べることは、健康的な生活リズムや生活習慣の確立につながります。また、子どもの頃からの望ましい生活習慣を作るためにも朝食の摂取は極めて重要です。



出典)滋賀県朝食欠食状況調査 ※朝食欠食率は「時々食べる」「食べない」の合計

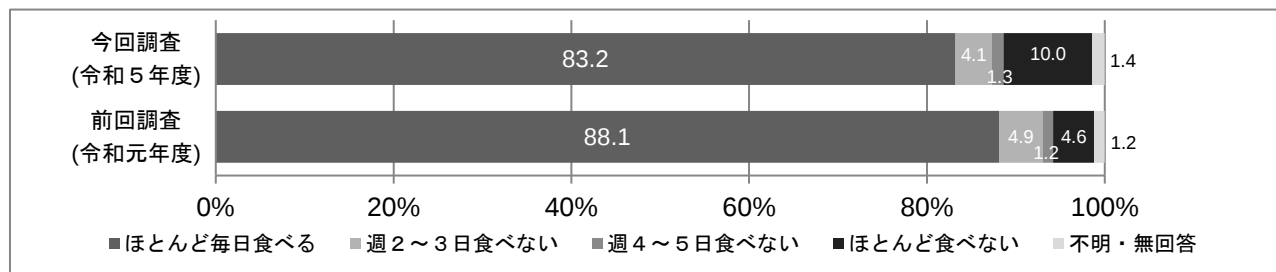
イ 愛荘町住民

成人の朝食摂取状況は、「ほとんど毎日食べる」が83.2%と最も高く、次いで「ほとんど食べない」が10.0%、「週2～3日食べない」が4.1%となっており、前回調査との比較では、「ほとんど食べない」の割合が上昇しています。

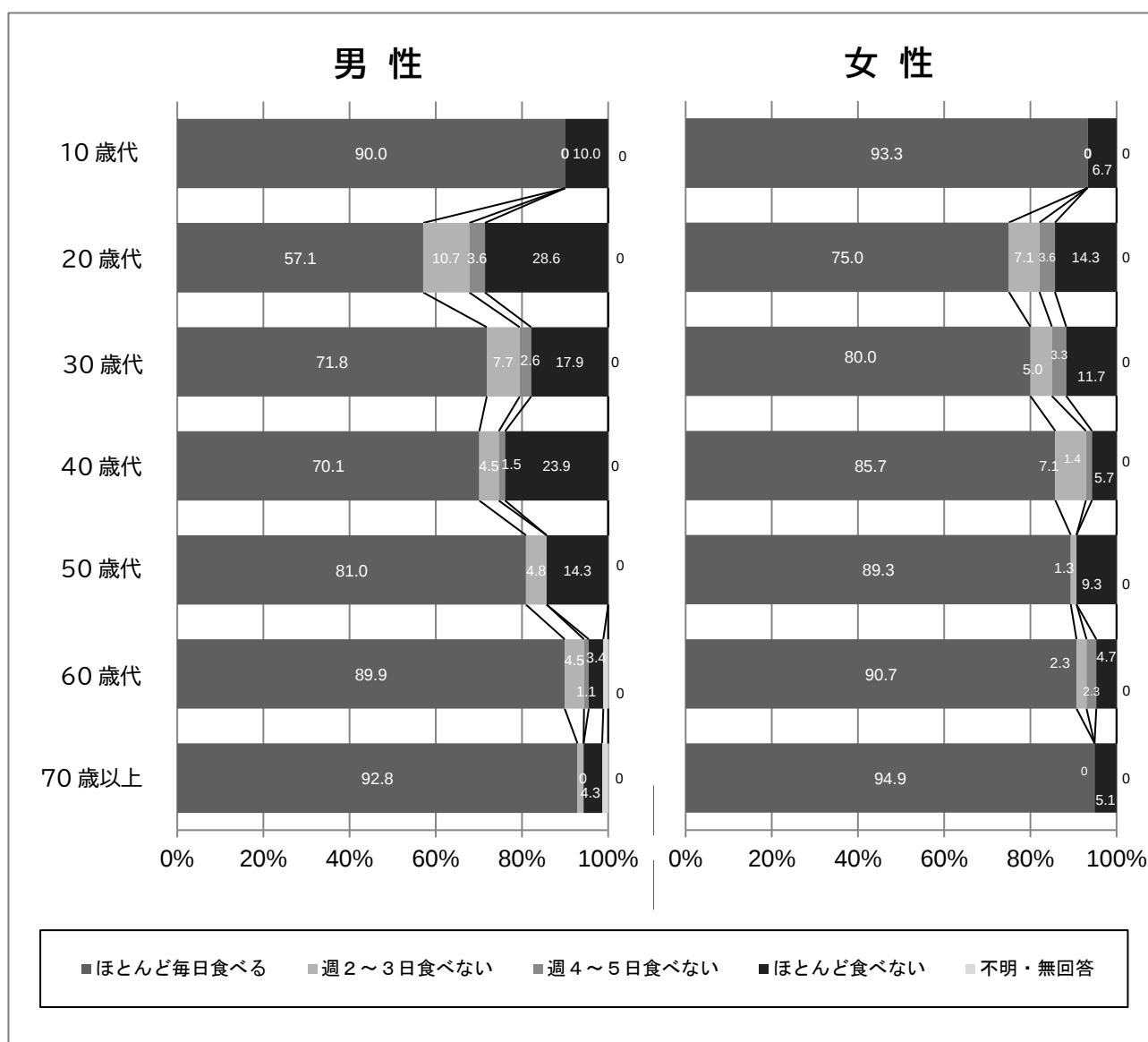
性別年齢別にみると、男女共に全ての年齢で「ほとんど毎日食べる」が最も高くなっており、年齢が上がるほど高くなっています。また、他の属性に比べて【20歳代:男性】で「ほとんど食べない」が28.6%、次いで【40歳代:男性】23.9%、【30歳代:男性】17.9%となっており、働きざかりの男性の朝食の欠食が目立ちます。

また、【20 歳代:男性】の欠食率 28.6%は、【20 歳代:女性】の 14.3%と2倍の差がみられます。

20 歳代から 40 歳代は、子育て世代でもあり、これらの世代の朝食欠食率の数値が子どもの欠食率にも影響を与えている可能性があります。若い世代は、次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため、今後も引き続き朝食欠食率を減らす取組を推進する必要があります。



■性別・年齢別クロス



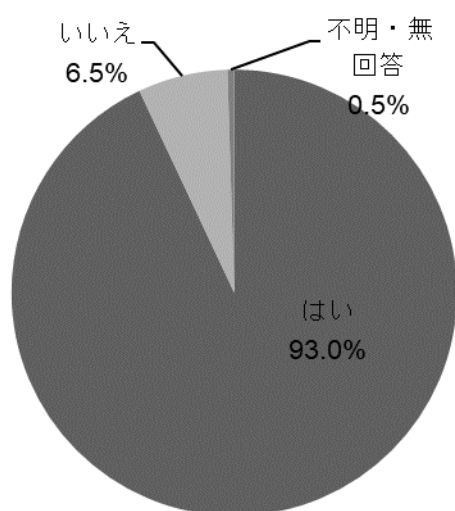
出典)健康推進課「令和6年 愛荘町健康のまちづくりアンケート調査結果報告書」

(2) 家族との共食の状況

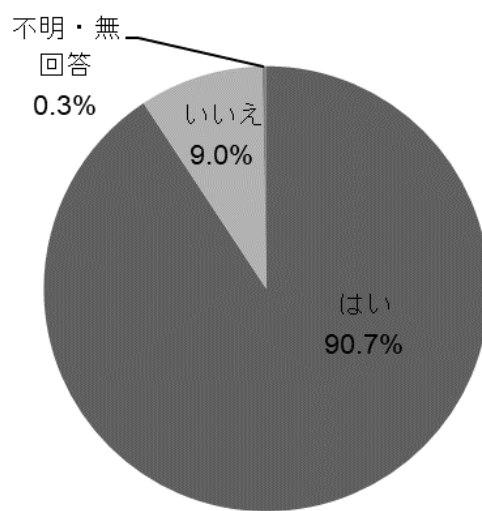
共食(家族や仲間などと一緒に食事を楽しむこと)は、望ましい食生活の確立、適切な量と質の食事につながるとともに、食卓で交わされるコミュニケーションは人間形成の基礎となり、豊かな心を育みます。「あなたは1日に1回は家族と一緒に食事をしていますか」についてみると、「はい」が90.7%、「いいえ」が9.0%となっています。住民の多くが、おおむね家族で食事する時間が持てている環境にありますが、前回調査との比較では、「はい」の割合が93.0%から90.7%と低下しています。

コロナ禍の影響により外食する機会が減り、その間、家庭で食事する機会は増えましたが、家族揃って食事する機会にはつながっていない結果となっています。

あなたは1日に1回は家族と一緒に食事をしていますか。



令和元年度(N=201)



令和5年度(N=590)

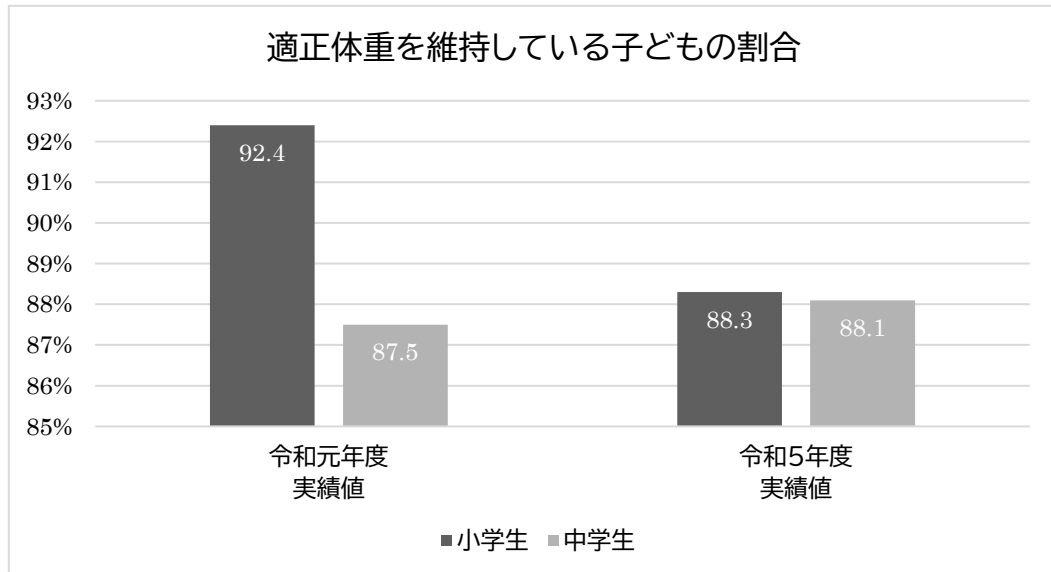
出典)健康推進課「令和6年 愛荘町健康のまちづくりアンケート調査結果報告書」

(3) 適正体重を維持している子どもの割合

適正体重を維持している子どもの割合は4年前と比較して減少している傾向にあります。

この結果を子どもに関係する全ての人が共通理解し、改善に向けて意識を高める必要があります。

適正体重を維持するためには、生活習慣との関わりから適度な運動を取り入れ、家庭などで主食・主菜・副菜を組み合わせ、栄養バランスに配慮した食事を1日3食、適正量で摂取することを意識して実践することが重要です。生活習慣病などの健康リスクについて普及啓発しながら、学校、家庭、地域が連携を図り、子どもの健康づくりに取り組む必要があります。

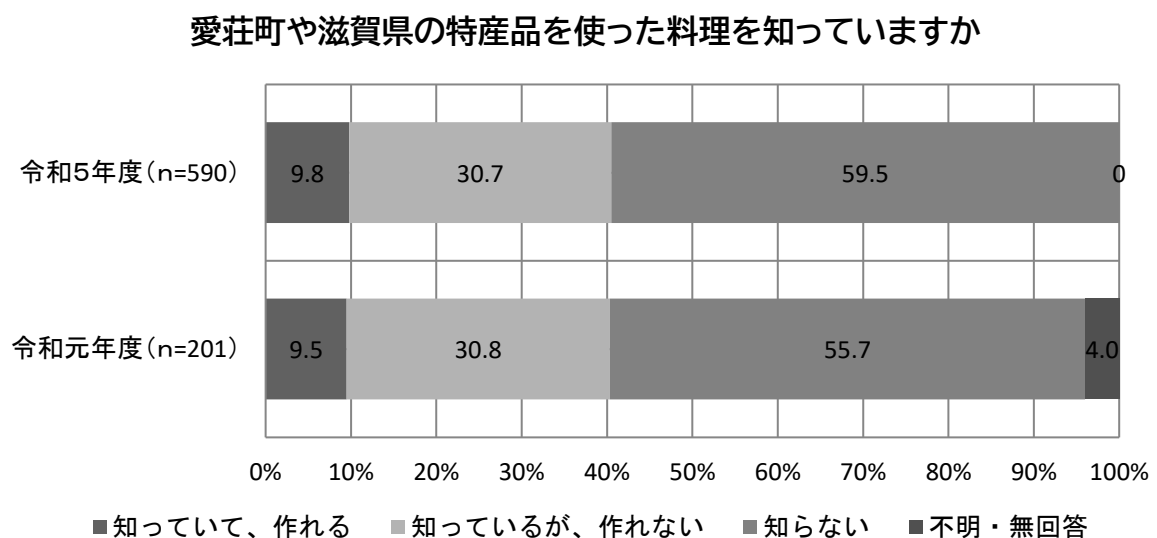


出典)健康推進課「令和6年 愛荘町健康のまちづくりアンケート調査結果報告書」

(4) 愛荘町や滋賀県の特産品を使った料理の認知度

「愛荘町や滋賀県の特産品を使った料理を知っていますか」についてみると、「知らない」が59.5%と最も高く、次いで「知っているが、作れない」が30.7%、「知っていて、作れる」が9.8%となっています。

学校、家庭、地域で特産物を使用した食事を作ることは、食と環境との調和を身近に感じられる良い機会になります。児童・生徒が地域の特産物に触れる機会や、食育を受ける機会を定期的に創出していく必要があります。



出典)健康推進課「令和6年 愛荘町健康のまちづくりアンケート調査結果報告書」

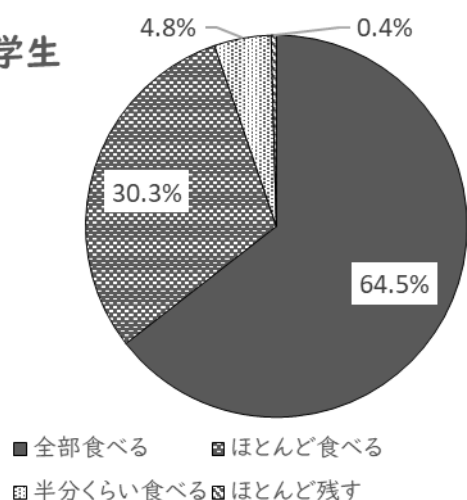
(5) 学校給食に関する意識調査の状況

「給食をいつも残さず食べますか」の問いに対し、小学生は半数以上の割合で「全部食べる」と回答しており、学校給食で必要な栄養摂取ができています。また同時に残さず食べようとしている意識が高いことが伺えます。

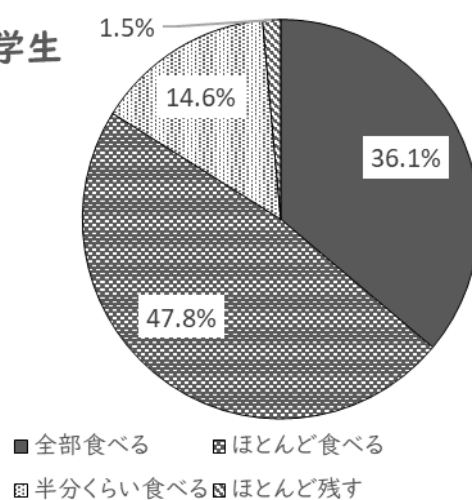
学校給食は、児童生徒の健やかな成長を支えるための大切な食事であるのと同時に、旬の食材で季節を感じ、郷土料理や行事食で日本の食文化を知ることのできる、生きた教材です。給食から多くのことを感じ取り学んでもらうため、児童生徒に給食の良さを知ってもらえるような献立作成や食に関する指導が引き続き重要です。

令和元年度調査

◆小学生

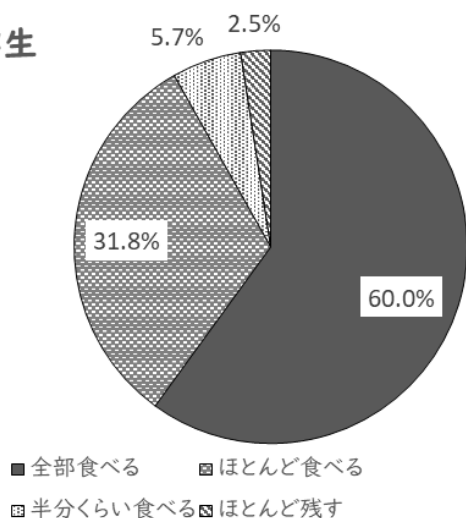


◇中学生

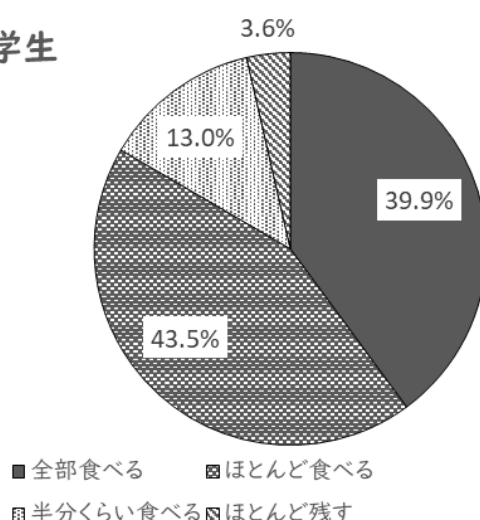


令和5年度調査

◆小学生



◇中学生



出典)愛荘町学校給食実施調査

2. 前回計画目標の達成状況

前回計画で掲げた目標の達成状況は以下のとおりです。

目標の達成状況

【◎=目標達成 ○=改善 △=改善できず】

指 標		令和元年度	令和 5 年度	令和 6 年度	評価
		基準値	実績値	目標値	
小・中学生の 朝食欠食率の減少 (滋賀県朝食摂取状況調査) ※朝食欠食率は「時々食べる」 「食べない」の合計	小学生	3.5%	7.4%	1.0%	△
	中学生	10.8%	7.3%	3.0%	○
指 標		平成30年度	令和 5 年度	令和 6 年度	評価
		実績値	実績値	目標値	
適正体重を維持してい る人の割合の増加 (愛荘町特定検診・生活習慣病)	男性 (20-60 歳代)	55.9%	60.1%	60.0%	◎
	女性 (40-60 歳代)	72.2%	65.3%	76.0%	△
愛荘町学校給食の地場農産物使用割合 (滋賀県「学校給食地場産物使用状況調査」) ※滋賀県目標値は 30.0%		19.1%	30.3%	28.0%	◎

3. 食育ピクトグラム

食育ピクトグラムは、食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムです。

1 みんなで楽しく 食べよう 	共食 家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事は、心も体も元気にします。	2 朝ごはんを 食べよう 	朝食欠食の改善 朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。
3 バランスよく 食べよう 	栄養バランスの良い食事 主食・主菜・副菜の組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。	4 太りすぎない やせすぎない 	生活習慣病の予防 適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防します。
5 よくかんで 食べよう 	歯や口腔の健康 よくかんで食べるにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。	6 手を洗おう 	食の安全 食品の安全性などについての基礎的な知識を持ち、自ら判断し行動する力を養います。
7 災害に そなえよう 	災害への備え いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。	8 食べ残しを なくそう 	環境への配慮（調和） SDG s の目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりします。
9 産地を 応援しよう 	地産地消などの推進 地域でとれた農林水産物や被災地食品などを消費することは、食を支える農林水産業や地域経済の活性化・環境負荷の軽減につながります。	10 食・農の 体験をしよう 	農林漁業体験 農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めます。
11 和食文化を 伝えよう 	日本の食文化の継承 地域の郷土料理や伝統料理などの食文化を大切に、次の世代への継承を図ります。	12 食育を 推進しよう 	食育の推進 生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を応援します。

出典)農林水産省「食育ピクトグラムについて」

第3章 計画のめざすもの

1. 計画の基本理念

家族・友人・地域の人、みんなで囲む食卓は、食を楽しみながらコミュニケーションを図る機会や食についての知識を学び合う場となります。第3次食育推進計画から取り組んできた、正しい食習慣を身に付け、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎作りを、第4次食育推進計画でさらに深めることができるよう取り組みます。

基本理念 みんなで囲んでおいしく食べよう

～食からはじまる 健康づくり ひとづくり まちづくり～

2. 計画を進めるための重点項目

① 住民の健康

高齢化が進む中で、「人生100年時代」に向けて、住民1人ひとりが生涯にわたっていきいきと過ごせることが大切です。健康寿命の延伸や多様な暮らしに対応した取組を推進します。

② 食環境づくり

健全な食生活を送るには、食環境も必要となります。食育の取組を進めていく中で、食を支える環境の持続、文化の継承に資する取組を推進します。

③ 協働のまちづくり

コロナ禍以降定着した「新たな生活様式」に着目し、デジタル技術を上手く活用しながら、「新たな日常」の中で高まる食への関心を生かした食育をまち全体で推進します。

3. 基本目標

1 生涯を通じた心身の健康を支える

住民一人ひとりが、1日3食規則正しく食べるなど理想の生活習慣を身に付けるとともに、自分に合った適切な内容・量を知り、バランスのとれた食事について考えます。また、共食(家族や仲間などと一緒に食事を楽しむこと)で、食への満足感を高めます。

食事のマナーや礼儀作法を身に付け、自然の恵み、生産者をはじめ食に関わるすべての人々への感謝の心を育みます。作物の栽培や調理などの体験活動を通して、食の大切さを推進します。

2 持続可能な食を支える

住民一人ひとりの食育に対する意識の向上を図ります。食に関する知識を深め、食の安全・安心を守ります。さらに、町や滋賀県の特産品や郷土料理を学び、地産地消に取り組み、愛荘町に伝わる豊かな食文化の継承を図ります。

3 「新たな日常」とデジタルの活用

愛荘町にある食育に関する様々な団体が連携し、それぞれの主体的な取組や連携体制を構築しながら食育の推進を図ります。また、愛荘町の食文化や伝統食について、町内外に向けてデジタルを活用し、発信します。

4. 施策の体系

住民の健全な食生活を実現するには、行政をはじめ関係機関、団体や家庭・地域と連携を図ることが重要です。そのため、各々の立場から役割を明らかにし、課題解決にむけた具体的な取組の実効性を高めることとします。

【3つの重点項目】

①住民の健康

②食環境づくり

③協働の
まちづくり

【基本理念】

食からはじまる 健康づくり
みんなで囲んでおいしく食べよう
ひとづくり まちづくり

【基本目標】

1. 生涯を通じた心身の健康を支える



2. 持続可能な食を支える



3. 「新たな日常」とデジタルの活用



【取組の展開】

- (1) 共食を心がけ、食に関する知識を身に付けるよう啓発します
- (2) 1日3食で正しい食生活を実践します「早寝・早起き・朝ごはんの推進(県民運動)」
- (3) 1口プラス10回噛む「噛むCOME+10(プラステン)」の健康づくり運動を推進します

- (1) 地産地消を推進します
- (2) まちの食文化や伝統を継承します

- (1) 各種団体との連携を強化し、まち全体で環境にも配慮した食育を推進します
- (2) 災害時に備えた食育を推進します
- (3) 給食センターを拠点とした食育のネットワークを形成します

第4章 施策の展開



1 生涯を通じた心身の健康を支える

(1) 共食を心がけ、食に関する知識を身に付けるよう啓発します

課題

- 共食については、「家族で食事をしている」割合を維持するため、引き続き食育の場として、欠食防止や正しい食習慣の重要性を伝えていく必要があります。
- コロナ禍で食育推進の機会が減少したことを踏まえ、各分野の関係機関がそれぞれの専門的な立場から町民に食育の大切さを伝え、実践することが求められます。
- 食事のマナーを身に付けることや、偏食をしないよう心がけることは、学校・園の取組だけでなく、家庭における取組も重要です。

具体的な取組

- ◎「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをして、自然の恵みに感謝して食べることを伝えます。
- ◎食材は無駄なく使い、食事は残さずよく噛んで食べるよう指導します。
- ◎食事をつくる楽しさを伝えます。
- ◎家庭において食事のマナーや、礼儀作法を身に付けることができるよう推進します。
- ◎家族や仲間と一緒に楽しく食事をする時間が増える取組が必要です。

食育推進に向けた今後の役割

＜今後の役割内容＞	取組主体
・給食やお弁当の時間を利用して、「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを行い自然の恵みに感謝して食べる指導に引き続き取り組みます。	保育所 幼稚園 小・中学校 家庭
・学校や園における脂質検査の事後指導で健康な食生活について理解を深め、健全な食習慣の定着が図れるよう働きかけます。	保育所 幼稚園 小・中学校
・「JA 食農教育プラン」で JA らしさをさらに追求し、子どもや親世代が料理を作る・食べることに繋がられる学びができるよう、食教育の内容を充実させます。	JA 東びわこ
・就学前の子どもや乳幼児の食に関する相談対応を個々に合わせて実施し、必要に応じて個別に栄養相談に応じます。	健康推進課

(2)1日3食で正しい食生活を実践します「早寝・早起き・朝ごはんの推進(県民運動)」

課題

- 朝食の重要性については、学校での給食指導やセミナーなどの開催をしてきましたが、引き続き子どもから大人まで朝ごはんを欠食する人の割合を町全体で減らす取組が必要です。主に乳幼児期から小中高生、親世代を対象に、生涯にわたる食育の推進が重要です。
- 食事のマナー、食生活の改善は、学校・園だけでなく、家庭における取組も必要です。
- 適正体重を維持できていない「肥満」または「やせ」の子どもの数が増加しているため、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスに優れた「日本型食生活」を実践し、健全な食生活が実践できるよう進めます。
- 子どもから大人まで1日3回規則正しく食べるためには、若い世代、特に働き盛り世代の食育推進が重要です。

具体的な取組

- ◎欠食をせず、「早寝・早起き・朝ごはん(県民運動)」を重点的に推進します。
- ◎子どもから大人まで規則正しい生活リズムと食習慣を身に付け、生活習慣病予防に繋がります。
- ◎大豆、海藻、小魚、野菜、果物を日常的に食事に取り入れ、カルシウムや食物繊維の摂取量を増やします。
- ◎インスタント食品などを利用する場合は、栄養バランスに配慮し、健康な食生活を送れる取組が必要です。

食育推進に向けた今後の役割

＜今後の役割内容＞	取組主体
・朝食を摂ることの重要性を伝え、子どもたちの好き嫌いをなくすことができるよう、クッキングや食育だよりを地域の団体とも連携しながら充実させ、家庭にも食べ物の大切さについて啓発を行います。	保育所 幼稚園 小・中学校 給食センター
・減塩とおいしい給食が両立できるよう、献立を工夫します。 ・食育の日に「減塩について」や「生活習慣病の予防」などのテーマで、自分の食生活を振り返る時間を設けます。	給食センター
・乳幼児期から規則正しい生活、食の重要性を伝え、生活習慣病予防の啓発を行います。 ・検診受診者には検査結果に基づいて個々の生活に合わせた栄養指導を行います。 ・医療機関と連携した栄養指導を実施します。	健康推進課
・直売所で企画する子ども対象の料理教室において、野菜の生産過程を学びながらバランスよく食べることの重要性を啓発します。	JA東びわこ

(3)1口プラス10回噛む「噛むCOME+10(プラステン)」の健康づくり運動を推進します

課題

- 住民アンケートの結果から、1口プラス10回噛む「噛むCOME+10(プラステン)」について、「知らない」と回答した割合が8割弱となっており、認知度を高める必要があります。
- 定期的な歯科健診受診や、歯みがきの重要性、歯周病がもたらす影響など、歯と口腔に関する正しい知識の周知・啓発が必要です。
- 食生活やブラッシングなど、乳幼児から生涯にわたる口腔機能を維持するための習慣づけが必要です。

具体的な取組

- ◎身近な食生活からの健康づくりを進めるための1口プラス10回噛む「噛むCOME+10(プラステン)」を実践します。
- ◎歯ごたえのある食事で1口プラス10回噛むことを習慣にします。
- ◎歯と口腔の健康に関する知識を深める啓発をします。

食育推進に向けた今後の役割

＜今後の役割内容＞	取組主体
・噛むことの重要性、食べる速さにも焦点をあて1口プラス10回噛む「噛むCOME+10(プラステン)」で、健康づくりの視点からも食育を推進します。	健康推進課
・1口プラス10回噛む「噛むCOME+10(プラステン)」の周知・啓発を推進し、地域住民への浸透を図ります。	健康推進課
・妊婦期から妊婦歯科健診を受け、口腔内管理と食生活をはじめとした生活習慣を身に付けるよう推進します。	健康推進課
・5歳児から中学生までフッ化物洗口を継続し、子どもへのブラッシング指導を行うとともに、仕上げ磨きの重要性と、おやつの食べ方などむし歯予防についての歯科衛生教育を実施します。	健康推進課
・歯周病予防についての歯科指導を継続して実施します。	健康推進課



2. 持続可能な食を支える

(1) 地産地消を推進します

課題

- 地場産物の安定的な生産・供給を図る必要があります。
- ライフスタイルなどの変化により、日ごろの食事を通じて田んぼや畑、生産者を思い浮かべる機会が減っているため、食の循環を担う多様な主体のつながりが希薄となり、地場産物の選択が優先されず、価格や利便性が重視されることが多くなっています。
- 小規模な生産者は、自らが生産した農産物を消費者に届けるための流通経路を確保できていない現状があります。
- 給食の残食や家庭で捨てられてしまう食品の削減は、廃棄物の削減に繋がります。各団体、行政などが連携を深めながらフードドライブに継続的に取り組む必要があります。

具体的な取組

- ◎地域の特産物や旬の食材についての情報を提供するイベントを実施し、消費者に直接触れてもらう機会を増やし、地元の農産物に関する認知度を高めるよう努めます。
- ◎ユネスコ無形文化財に登録された「和食」を誇りに思い、地元産の野菜を活用した伝統食の大切さを啓発します。
- ◎地元の農家、加工業者、飲食店などが連携し、地域内での流通ネットワークを構築します。
- ◎農業体験プログラムを企画・実施し、農業への理解と関心を深めるよう努めます。
- ◎食品ロス削減に注力します。
- ◎地場産物に対して「地域ブランド」を確立し、その価値を高めます。

食育推進に向けた今後の役割

＜今後の役割内容＞	取組主体
・愛荘町の野菜などの農産物を使用した農家考案レシピの紹介、直売所を通じた普及拡大で地域との連携を図ります。	JA東びわこ
・愛荘町の特産品開発と販路開拓、拡大に努めます。	商工会
・伝統食を積極的に献立に取り入れ、「食育だより」により家庭に向けて情報発信を行います。また、地場産物を使用した料理教室を定期的を開催します。 ・学校給食の食材として、愛荘町産の「環境こだわり米」を活用します。	給食センター

・地産地消の推進を図るため、学校給食における食材について、「愛荘町学校給食地産地消推進会議」を開催します。	農林振興課
・町内の子どもたちを対象とした農業体験を継続的に実施します。 ・安心・安全な農作物(環境こだわり米)の生産を推進します。	生産者
・農業従事者担い手の確保の取組を推進します。	生産者 農林振興課
・家庭で余っている食品や食べきれない食品を「愛荘町フードドライブ」で回収し、町の子ども食堂や福祉団体や施設などへ提供し、ごみの減量へ繋がります。	くらし安全環境課
・昔ながらの特産物や旬の食材を使った料理を、地域の開かれた場所で振る舞うことから地場産物の魅力に新たに気付く機会を提供します。	地域おこし協力隊

(2) まちの食文化や伝統食を継承します

課題

- 伝統的な調理技術や食材の知識を持つ人々が高齢化し、次世代にその技術や知識を伝えることが難しくなっています。
- ファストフードや加工食品の普及により、伝統的な食文化が薄れ、忙しいライフスタイルや外食の増加により、家庭での料理が減少し、伝統的な食事を食する機会が減っています。
- 地域の特産物や食材を活用した伝統食の継承には、地域資源の保護と活用が不可欠ですが、担い手不足により地域で生産される食材が減少しています。
- コロナ禍で学校教育や地域イベントが中止を余儀なくされ、子どもたちや地域住民への食育の啓発が十分に進みませんでした。

具体的な取組

- ◎子どもや子育て世代に対し、「日本型食生活」や地域の伝統料理を普及させるよう努めます。
- ◎学校給食に地場産物や伝統食を取り入れ、日常的に地域の食文化に触れる機会を増やします。
- ◎地域全体で伝統食の価値を再認識し、継承していく意識を高めます。
- ◎料理教室などの体験の機会を設けることで、伝統食への理解を深め、家庭で作る機会を増やします。

食育推進に向けた今後の役割

＜今後の役割内容＞	取組主体
・地元の野菜を使い、健康で長生きできる町に伝わる料理「愛しよう～愛荘町健康レシピ～」を地域に広めます。	健康推進員
・給食で地域の伝統食、行事食を取り入れ、滋賀県や愛荘町の食文化について周知を図るとともに、学習の機会を設けます。	保育所 幼稚園 小・中学校
・学校給食を活用し、郷土料理の歴史、行事食のゆかり、食材について学ぶ取組を推進します。	給食センター
・直売所で観光客に滋賀県の食材や愛荘町の特産物を知ってもらい、伝統食に関する情報発信を行い、農業体験などを実施します。また、農業体験やみずくぐりなどの給食食材提供を通じて、伝統食をPRしていきます。	生産者
・料理、学校給食、栄養、地域の伝統食などに関する図書を手に取りやすくなるよう工夫します。	図書館
・地域の特産物や旬の食材に触れる機会を提供することが重要です。地域の食文化への理解を深めるきっかけづくりを発展させ、次世代への継承へと繋げます。	地域おこし協力隊

3.「新たな日常」とデジタルの活用



(1) 各種団体との連携を強化し、まち全体で環境にも配慮した食育を推進します

課題

- 愛荘町には様々な食育関連団体があり、各団体の活動内容を共有し、さらなる連携を図るため、デジタルを有効活用して効果的な情報発信を推進していく必要があります。
- 地域でのイベントや、園・学校で生産者と交流の機会を充実させていくことが大切です。

具体的取組

- ◎まち全体で食に関するイベントや料理教室など、交流の場を充実させます。
- ◎各団体の取組内容を周知します。
- ◎最新の食に関する情報は、新たな食育活動を創出します。
- ◎地域の各団体が協働し、食からはじまるまちづくりにつなげます。
- ◎これらの取組を、デジタルを有効活用して推進します。

食育推進に向けた今後の役割

＜今後の役割内容＞	取組主体
・老人クラブ会員対象の料理教室を開催し、交流を深めます。	福祉課
・給食の時間に動画教材を活用した指導やICTを積極的に活用することで、食に関わる情報発信や指導の更なる充実を図ります。	保育所 幼稚園 小・中学校
・地域の野菜を使った料理教室など(小学生対象)を開催します。	生産者
・町に伝わる料理のレシピをホームページを活用して、地域に広めます。	生活研究グループ
・年代や業種・地域を超えて、今後は、食育に関係する様々な団体の食育活動を支援しながらデジタルを活用した周知に努め、まち全体の食育へと繋げていきます。	健康推進課 農林振興課 給食センター
・食育に関する啓発は、動画配信を利用し、指導していきます。	給食センター
・生産者と地域、生産者同士のつながりを生み、豊かな関係性を築くマーケット“マチキチ”を活用し、SNS等で幅広く情報発信しながら地域住民に寄り添い、食育の活性化を図ります。	地域おこし協力隊

(2) 災害時に備えた食育を推進します

課題

- 災害が発生した際に健全な食生活の実践ができるよう、家庭における食料品の備蓄について普及啓発を行う必要があります。
- ローリングストック法(普段の食料品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法)による日常の食料品の備蓄を行い、各家庭、団体に合った備えをするよう情報発信をすることが重要です。

具体的取組

- ◎非常食の大切さを伝えます。
- ◎災害時の食の備えについて体制を整えます。

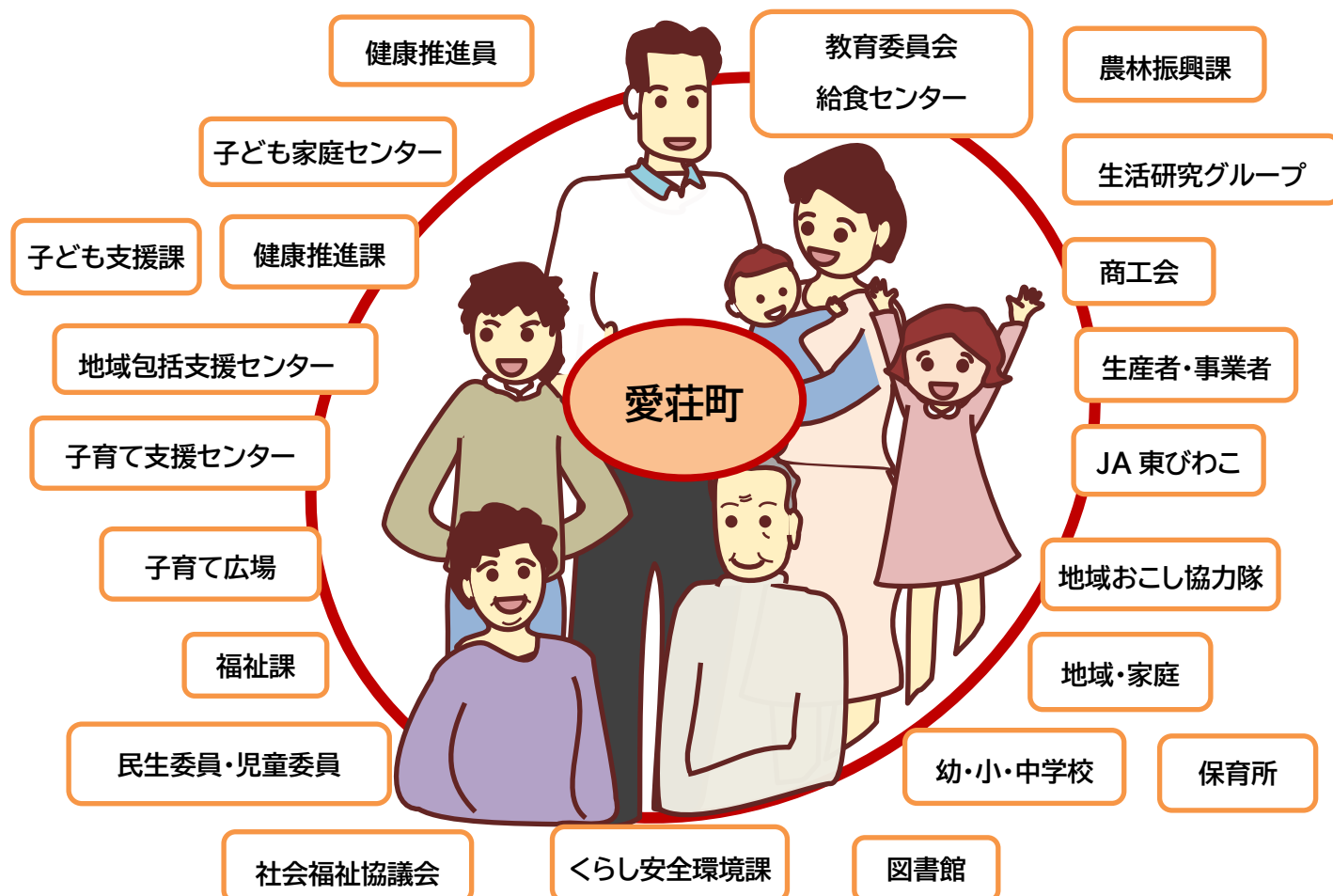
食育推進に向けた今後の役割

＜今後の役割内容＞	取組主体
・自治会や学校へ出向き、災害時の食についての出前講座を開催します。	くらし安全環境課
・災害時に赤ちゃんから高齢者を始め、ミルクや食物アレルギーの方へ配慮できる体制づくりを整え、関係者で共通認識のもと、取組を進めます。	くらし安全環境課

(3) 給食センターを拠点とした食育のネットワークを形成します

愛荘町における食育は、各食育関連団体が連携のもと、子どもたちの食育のみならず、家庭・地域の食育についても、推進を図ります。

●● 愛荘町 食育推進関係機関ネットワーク ●●



第5章 目標の設定

1. ライフステージに応じた行動目標

1. 妊娠期・授乳期(妊産婦) お母さんと赤ちゃんにとっての健康な食生活を送る

- 「妊産婦のための食事バランスガイド」を参考に、適切な食生活を送ります。
- 不足しがちなビタミン・ミネラルをしっかりと摂取します。

2. 乳児期(0歳児) 食習慣・生活習慣の基礎をつくる

- 赤ちゃんの食べるタイミングやリズムを理解し、赤ちゃん自身の「食べる」ことへの意欲を養います。

3. 幼児期(1歳児～5歳児) 「食」に対する姿勢の基本をつくる

- 発達する身体に合わせて、生活習慣と食習慣の基礎を築きます。
- 規則正しい生活リズムのもとで、食への興味や関心を高めます。
- 「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを身につけます。
- 作物の栽培などの体験を通して、食べ物に親しみます。

4. 学童期(6歳～12歳) 「食」への関心・知識を身につける

- 発達する身体に合わせて、生活習慣と食習慣の基礎を築きます。
- 規則正しい生活リズムのもとで、食への興味や関心を高めます。
- 「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを身につけます。
- 作物の栽培などの体験を通して、食べ物に親しみます。

5. 思春期(13歳～17歳) 「食」で生涯のからだをつくる

- 発達する身体に合わせて、生活習慣と食習慣の基礎を築きます。
- 規則正しい生活リズムのもとで、食への興味や関心を高めます。
- 「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを身につけます。
- 作物の栽培などの体験を通して、食べ物に親しみます。

6. 成人期(18歳～64歳) 個人・家庭での食生活を確立する

- 自分の健康状態を把握し、自分に合った望ましい食生活と適度な生活を継続し、生活習慣病を予防します。
- 野菜の摂取(1日 350g 以上)や減塩を心がけるなど、バランスのとれた食事を実践します。
- 子育てなどを通じて、「食」の基本的知識を次の世代へと伝えます。
- 家族や仲間などと共に食事を楽しみます。
- 環境に配慮し、食べ残しや廃棄を減らします。
- 食の安全に関する知識を持ち、家族や地域の中で情報を共有します。
- 地場産食材を積極的に取り入れます。

7. 高齢期(65歳～) 「食」を通じて豊かな生活を送る

- 加齢に伴う体力の低下や生活環境の変化を意識し、健康状態に合わせた食生活を送ります。
- たんぱく源(肉、魚など)を含むバランスのとれた食事を心がけ、低栄養を予防します。
- 介護予防教室などに積極的に参加し、栄養と口腔ケアなどについて学びます。
- よく噛んで食べることを心がけます。
- 家族や仲間と一緒に楽しく食事をします。
- 世代間交流の場に積極的に参加し、食に関する知識や経験を次世代に継承します。
- 家庭の味や郷土料理、行事食について伝承します。

2. 目標値の設定

指 標		令和5年度 実績値	※1 令和11年度 目標値
小・中学生の朝食欠食率の 減少 (滋賀県朝食摂取状況調査)	小学生(小 6)	7.4% (令和6年度)	1.0%
	中学生(中 3)	7.3% (令和6年度)	3.0%
指 標		令和5年度 実績値	※2 令和11年度 目標値
適正体重を維持している人 の割合の増加 (愛荘町特定健診・生活習慣病健診)	小学生	88.3%	90.0%
	中学生	88.1%	90.0%
	男性(20-60 歳代)	60.1%	67.0%
	女性(40-60 歳代)	65.3%	67.0%
※3 学校給食における「給食をい つも残さず食べますか」の 割合の増加	小学生	60.0%	80.0%
	中学生	39.9%	50.0%
※4 愛荘町学校給食の地場農産物使用割合 (滋賀県「学校給食地場産物使用状況調査」) 滋賀県目標値は 30.0%		30.3%	30.0%

目標値の設定についても健康あいしょう 21(第 5 期)と整合性を図ります。

※1 滋賀県食育推進計画(第4次)の目標項目と現状値、目標値

※2 健康あいしょう 21 計画(第5期)数値目標

※3 愛荘町学校給食意識調査

※4 滋賀県「学校給食地場産物使用状況調査」

資料編

1. 愛荘町給食センター運営委員会規則

平成 23 年 12 月 1 日

教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛荘町給食センター条例(平成 23 年愛荘町条例第 18 号)第 16 条の規定に基づく、愛荘町給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を調査および審議する。

- (1) 給食内容の調査研究に関する事。
- (2) 給食施設の運営に関する事。
- (3) 給食費の負担徴収に関する事。
- (4) その他給食全般に関する事。

(運営委員会委員)

第 3 条 運営委員会の委員は、30 名以内とし次の各号に掲げる者の中から愛荘町教育委員会において委嘱する。

- (1) 園長および校長
- (2) 園、学校の給食主任
- (3) 園、学校の PTA の代表
- (4) 学校医の代表
- (5) 学校薬剤師の代表
- (6) 園、学校の養護教諭
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 運営委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 運営委員会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、運営委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 運営委員会は、会長が招集し会長が会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 運営委員会の所掌事項を能率的かつ効果的に調査および審議するため、次に掲げる専門部会を設

置する。

(1) 献立検討部会

(2) 食育検討部会

第 7 条 専門部会は、運営委員若干人をもって組織し、会長が運営委員会に諮って指名する。

(専門部会の所掌事務)

第 8 条 専門部会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 献立検討部会

ア アレルギー対応食に関すること

イ 衛生管理・物資購入に関すること

(2) 食育検討部会

ア 地産地消に関すること

イ 食育推進に関すること

(庶務)

第 9 条 運営委員会の庶務は、愛荘町給食センターにおいて処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。ただし、付則第 2 項の規定は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

(愛荘町愛知川学校給食センター運営委員会規則の廃止)

2 愛荘町愛知川学校給食センター運営委員会規則(平成 18 年 2 月 13 日教育委員会規則第 20 号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則を施行する年度中は、従前の愛知川学校給食センター運営委員会規則および秦荘学区学校給食安全検討委員会規程により委嘱された委員をこの規則の委員とみなし、その役割分担は、教育委員会が行う。

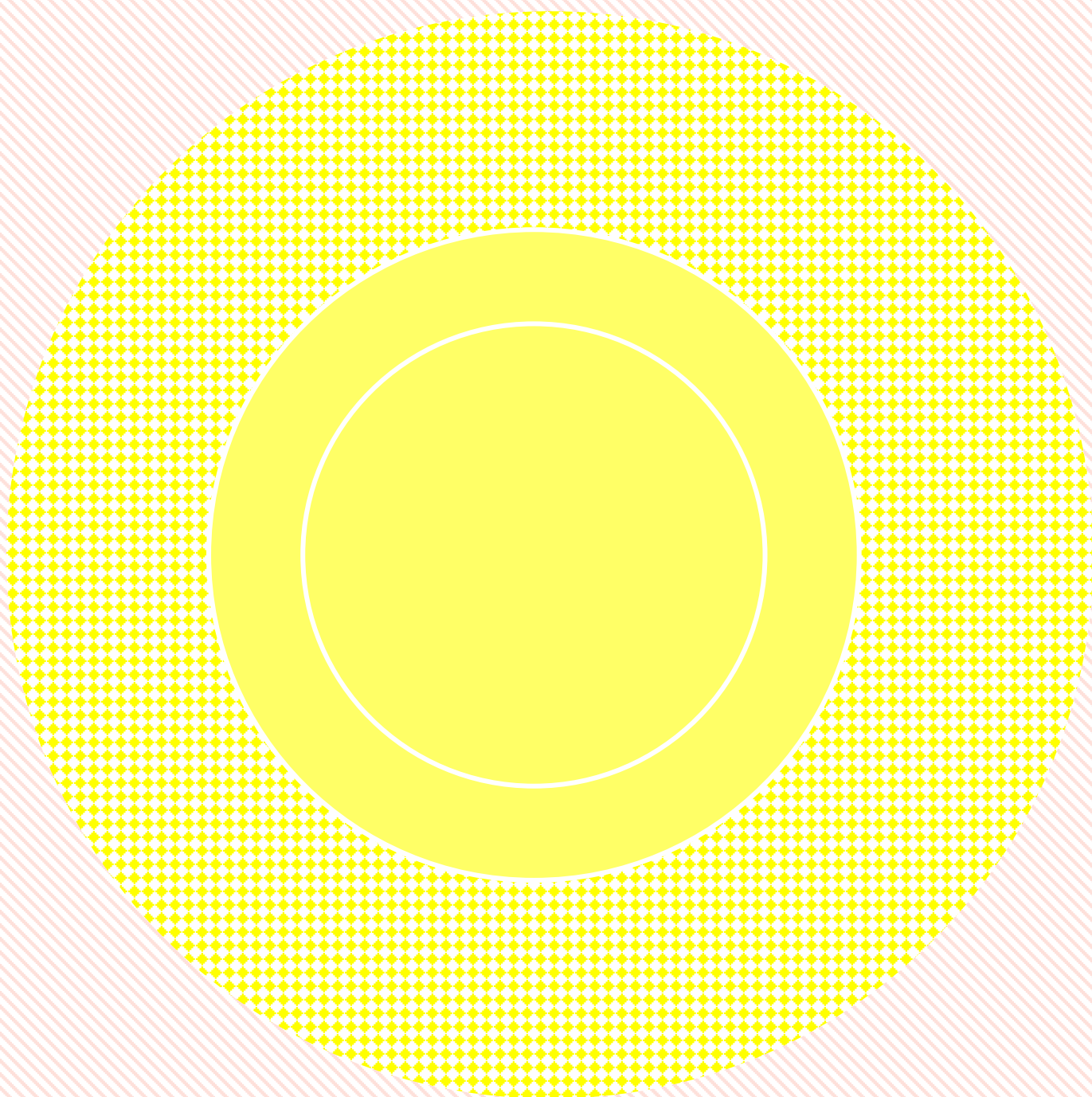
2.食育推進計画策定委員会委員名簿

【委嘱:令和6年4月】

選出分野	氏名(敬称略)	所属
園長および校長の代表者	山川 剛	愛知中学校 校長
各園、学校の 給食主任の代表者	瀧井 円	愛知川幼稚園
	桂田 美幸	秦荘幼稚園
	伊藤 瞳	愛知川小学校
	竹中 亜梨沙	愛知川東小学校
	石部 恵美子	秦荘東小学校
	小川 良子	秦荘西小学校
	上野 彩	愛知中学校
	高橋 歩	秦荘中学校
農業者代表	北村 太一郎	愛荘町農遊倶楽部
東びわこ農協	藤井 英利	直売所統括課 営農指導員
健康推進課職員	木村 美紀	愛荘町福祉政策監 健康推進課 課長
農林振興課職員	阪本 崇	愛荘町農林振興課 課長

3. 策定経過

年月日		内容 など
R6	5月25日～ 6月30日	食育関係団体へのインタビューによる実態調査(21 団体) 庁内食育関係課 聞き取り調査
	6月25日	●第1回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・食育推進計画のあり方について ・国、県の動向確認 ・前回計画の実績・評価の整理
	9月17日	●第2回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・前回計画の課題整理 ・第4次愛荘町食育推進計画 基本理念と目標の検討 ・評価表の整理と評価
	12月23日	●第3回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・第4次愛荘町食育推進計画 食育推進体制の検討 取組内容の検討 ・第4次愛荘町食育推進計画 素案の協議
R7	12月25日～ 1月24日	パブリックコメントの実施
	2月26日	●第4回愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会 ・パブリックコメントの内容について ・第4次愛荘町食育推進計画(案)の最終確認



第4次 愛荘町食育推進計画

令和7年3月

編集：愛荘町給食センター運営委員会 食育検討部会

発行：滋賀県愛荘町

滋賀県愛知郡愛荘町川久保 156-1 番地